

渋谷区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

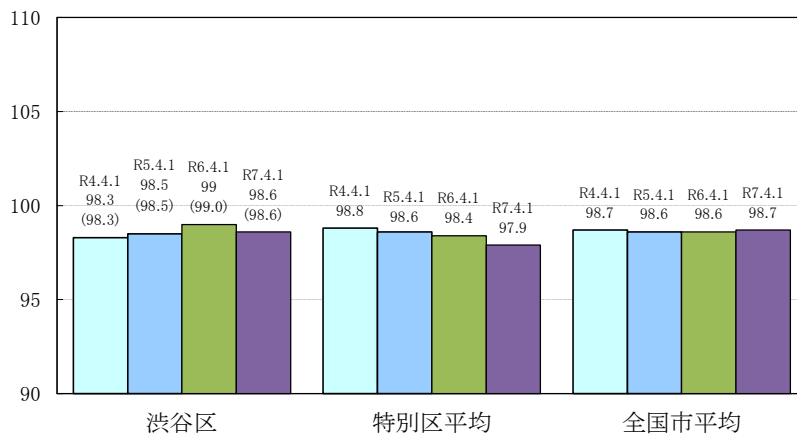
区分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
6年度	231,402	124,537,676	13,255,005	19,699,187	15.8	14.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)特別区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
6年度	1,975	7,338,463	2,443,780	3,393,989	13,176,232	6,672	6,798

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給割合）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
 3 特別区平均とは、特別区のラスパイレス指数を単純平均したものである。
 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

※令和7年4月1日のラスパイレス指数が、①3年連続で上昇している場合、②100を超えている場合について、その理由（給与制度又はその運用を踏まえ記載すること）

(4) 給与改定の状況

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
7年度	円 406,322	円 391,462	円 14,860 3.80%	% 3.80%	% 3.80%	% 3.62

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスバイレス比較した平均給与月額である。

② 特別給 (期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
7年度	月 4.92	月 4.85	月 0.07	月 0.05	月 4.90	月 4.65

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備 (給与制度のアップデート) の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施]

実施内容 (実施 (実施予定) 時期、具体的な実施内容 (未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期) 令和8年4月1日

(内容) 行政職給料表について、5級 (課長級) は、初号近辺の号給をカットし、給料月額を引き上げる。6級 (部長級) は、初号の給料月額を引き上げつつ、給料月額を刻みの大きい簡素な号給構成とする。昇給については、勤務成績が特に良好以上の場合に限り行う。昇給の号給数は、国の内容と同様に見直し。行政職給料表 (二)、医療職給料表 (二) 及び医療職給料表 (三) についても、行政職給料表 (一) との均衡を基本に見直し。

② 地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、渋谷区においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
国基準による支給割合	20%	20%	20%
渋谷区の支給割合	20%	20%	20%

③ その他の見直し内容

扶養手当について、見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
渋谷区	39.1 歳	303,219 円	417,552 円	381,552 円
東京都	42.3 歳	325,837 円	470,901 円	409,944 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
特別区	39.5 歳	306,499 円	434,733 円	384,346 円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 (A) / (B)
	平均年齢 (歳)	職員数 (人)	平均給料月額 (円)	平均給与月額 (A) (円)	平均給与月額 (国比較ベース) (円)	対応する民間の類似職種	平均年齢 (歳)	平均給与月額 (B) (円)	
渋谷区	54.5	236	289,393	389,980	359,965	—	—	—	—
うち 清掃職員	51.0	91	280,267	405,263	357,517	廃棄物処理業	48.0	320,600	1.26
うち 学校給食員	56.6	18	297,878	384,270	368,714	飲食物調理従事者	45.1	270,300	1.42
うち 守衛	0.0	0	0	0	0	警備員	51.9	266,900	0.00
うち 用務員	57.0	63	296,146	375,250	360,709	他に分類されない運搬・清掃・包装等従事者	49.0	251,000	1.50
うち 自動車運転手	56.5	8	308,075	448,028	377,865	乗用自動車運転者	60.2	253,900	1.76
うち その他	56.4	56	291,230	375,259	357,737	—	—	—	—
東京都	50.3	1,189	289,995	391,360	357,218	—	—	—	—
国	51.3	1,703	294,567	—	337,907	—	—	—	—
特別区	53.3	213	285,018	387,770	349,295	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C) (円)	民間 (D) (円)	(C) / (D)
渋谷区	—	—	—
うち 清掃職員	6,425,819	4,457,900	1.44
うち 学校給食員	6,407,592	3,557,900	1.80
うち 守衛	0	3,533,300	0.00
うち 用務員	6,274,760	3,395,700	1.85
うち 自動車運転手	7,202,594	3,335,600	2.16
うち その他	6,245,941	—	—

- ※ 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）。
- ※ 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。
- ※ 年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職(幼稚園教育職)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
渋谷区	42.7 歳	357,811 円	473,494 円
東京都	39.7 歳	354,959 円	458,724 円
特別区	38.0 歳	340,103 円	452,232 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		渋谷区	東京都	国
一般行政職	大学卒	220,000 円	225,500 円	220,000 円
	高校卒	198,000 円	188,000 円	188,000 円
技能労務職	高校卒	176,400 円	185,400 円	— 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（7年4月1日現在）

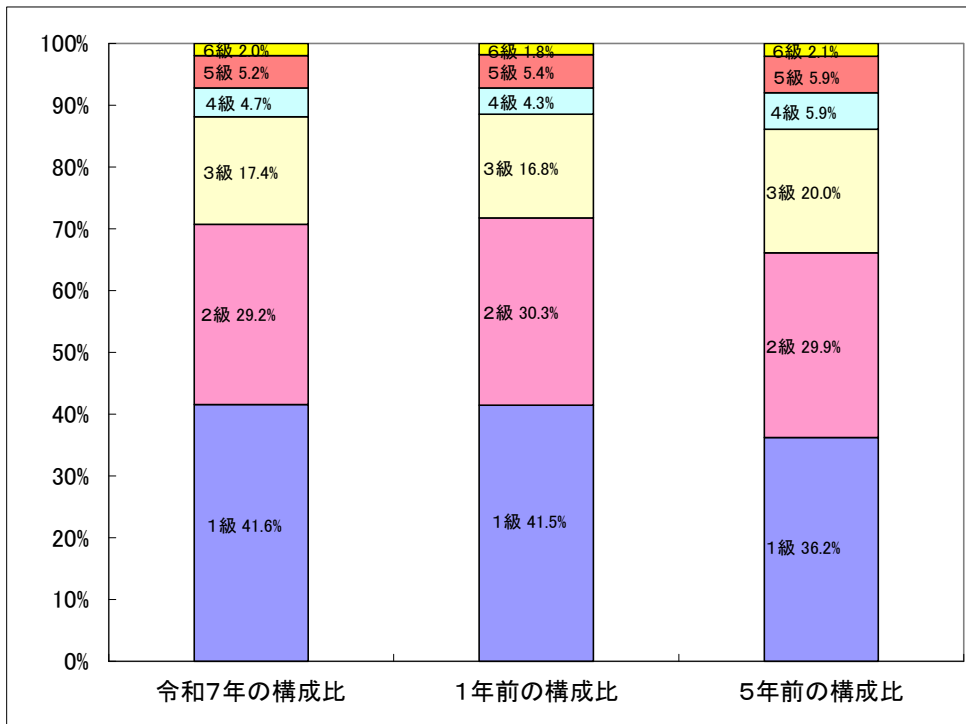
区 分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	285,987 円	380,811 円	372,180 円	414,410 円
	高校卒	243,682 円	304,975 円	345,417 円	373,267 円
技能労務職	高校卒	247,325 円	298,414 円	303,538 円	312,164 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

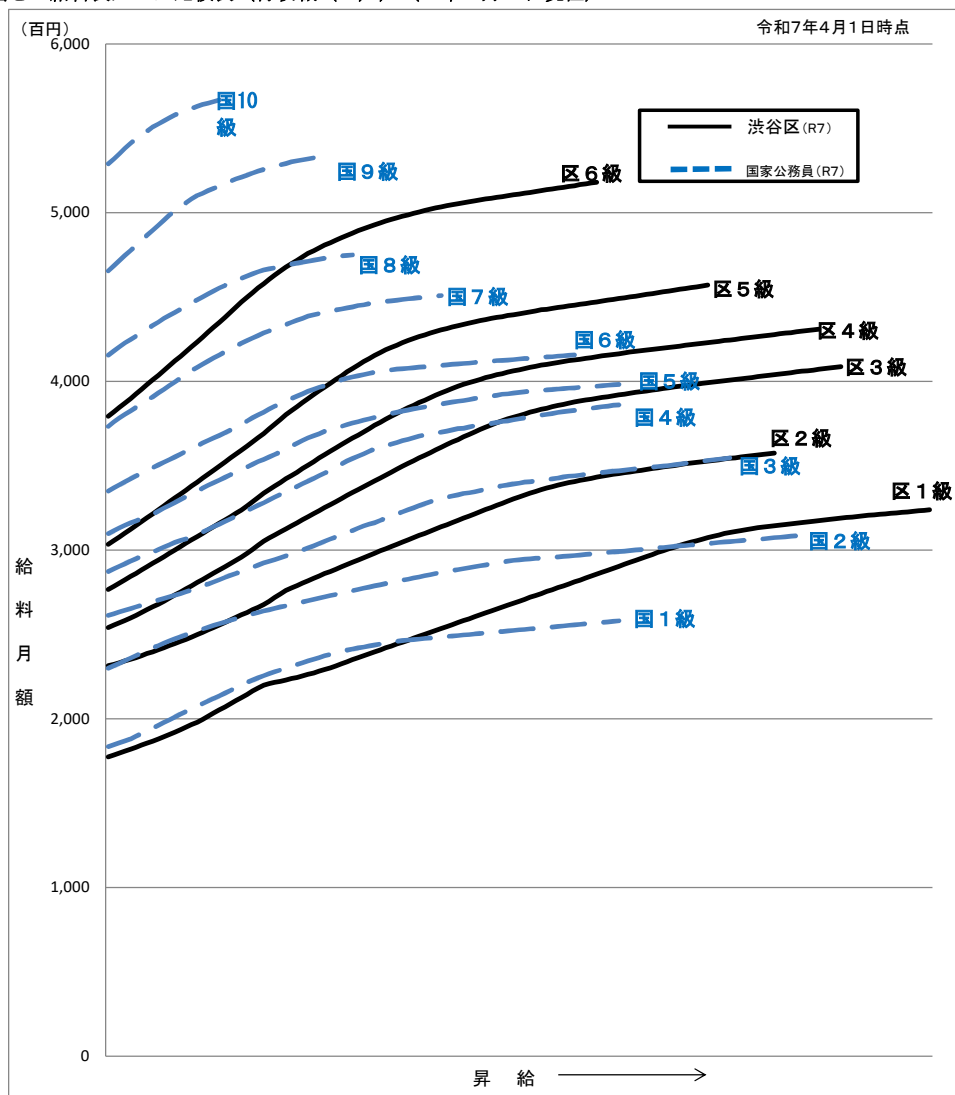
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
6級	部長	23人	2.0%	379,400円	518,100円
5級	課長	59人	5.2%	303,500円	457,100円
4級	課長補佐	54人	4.7%	276,700円	431,000円
3級	係長	199人	17.4%	254,100円	408,800円
2級	主任	334人	29.2%	231,500円	357,600円
1級	係員	476人	41.6%	177,400円	323,900円

- (注) 1 渋谷区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

渋谷区	東京都	国
1人当たり平均支給額(6年度) 1,687 千円	1人当たり平均支給額(6年度) 2,053 千円	
(6年度支給割合) 期末手当 2.5 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.4)月分 (1.15)月分 (支給割合が、国の支給割合又は都道府県の人事委員会が勧告した支給割合のいずれか大きい方の支給割合を上回っている場合、その理由)	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.35 月分 (1.40)月分 (1.15)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50 月分 勤勉手当 2.10 月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5~20% ・管理職加算 15~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(7年4月1日現在)

渋谷区	国	
(支給率) 自己都合 応募認定・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 18.00 月分 24.55 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	
勤続25年 28.00 月分 32.95 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.75 月分 47.70 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	
最高限度額 39.75 月分 47.70 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	
調整率/100 (国を上回る割合としている場合、その理由)	調整率 83.7/100	
その他の加算措置 (退職時特別昇給) (退職時特別昇給を設けている理由)	その他の加算措置	
自己都合 応募認定・定年)	—	
1人当たり平均支給額 1,575 千円 19,986 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当 (7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)		1,518,067 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)		689,091 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
渋谷区	20.0 %	2,202 人	20.0 %
長野県須坂市 (峰の原青少年山の家)	11.0 %	1 人	0 %
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由			

(4) 特殊勤務手当 (7年4月1日現在)

支給実績 (6年度決算)		17,847 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (6年度決算)		104,291 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (6年度)		7.9 %		
手当の種類 (手当数)		7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
特定危険業務特別手当	施設整備課、建築課に勤務する職員	・昇降機の検査業務に従事したとき ・建築現場における、地上10m以上の足場の不安定な箇所での工事の監督業務又は検査業務に従事したとき	17 千円	1台 300円 日額 230円
福祉業務特別手当	生活福祉課、障がい者福祉課、高齢者福祉課に勤務する職員	生活保護法等に定める業務を行うため、家庭等を訪問又は面接業務に従事したとき	3,068 千円	日額 250円
防疫業務特別手当	保健所に勤務する職員	・一類感染症の患者等への接触業務に従事したとき ・二類感染症(結核を除く)の患者等への接触業務に従事したとき ・結核患者への接触業務に従事したとき ・新型コロナウイルス感染症患者の身体に接触がある場合で、患者移送の業務等に従事したとき ・新型コロナウイルス感染症患者と接触する場合で、上記以外での業務に従事したとき	3 千円	日額 650円 日額 330円 日額 170円 日額 4,000円 日額 3,000円
放射線業務特別手当	保健所に勤務する診療放射線技師の職員	放射線業務に従事したとき	9 千円	日額 450円
清掃業務特別手当	清掃事務所に勤務する技能系職員	清掃業務に従事したとき	14,750 千円	日額 700円
一時保護業務特別手当	子ども家庭支援センターに勤務する職員	児童相談所に勤務する職員が、児童の一時保護業務に従事したとき	0 千円	日額 1,470円
児童相談所業務特別手当	子ども家庭支援センターに勤務する職員	児童相談所に勤務する職員が、家庭訪問、指導、相談等の業務に従事したとき	0 千円	日額 490円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	455,559	千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	248	千円
支給実績(5年度決算)	419,596	千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	233	千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) 寒冷地手当(7年4月1日現在)

支給実績	51	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	51,000	円
支給対象地域	世帯主等の区分	支給額(月額)円
峰の原青少年山の家	世帯主である職員(扶養親族有)	10,200円
国と異なる制度がある場合はその内容と、国の制度を上回る場合はその理由		

(7) その他の手当 (7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し、生計の増を補助する。 ①配偶者又はパートナーシップの相手方 4,000円 ②子 9,500円 ③その他の親族 6,000円 ※上記②に該当し16歳～22歳の子である場合4,000円を加算	異なる	配偶者 3,000円 子 11,500円 父母等 6,500円 特定期間 5,000円	87,892 千円	172,000 円
住居手当	世帯主等である職員のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上家賃を支払っている者で、下記のすべてを満たすものに支給する。 ①独立した世帯を形成している。 ②主としてその収入によって生計を維持している。 ③公舎等に入居していない。 ・年度末年齢27歳以下の職員 27,000円 ・年度末年齢28歳～32歳までの職員 17,600円 ・その他の職員 8,300円	異なる	借家等居住者に対して最高28,000円	109,378 千円	170,903 円
通勤手当	交通機関又は交通用具を利用する職員に支給する。 運賃相当額、支給限度額月額55,000円 交通用具利用者 2,600～24,900円	異なる	通勤手当の支給限度額は1箇月当たり150,000円 交通用具利用者の通勤距離に応じた月額2,000円～31,600円	294,558 千円	140,132 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給。 [行政職(一)・医療職(二)(三)の給料表適用者] ・部長及びこれに相当する職 127,600円 ・課長及びこれに相当する職 92,300～101,500円 [医療職(一)の給料表適用者] ・部長及びこれに相当する職 142,400円 ・課長及びこれに相当する職 94,800円 [幼稚園教諭] ・幼稚園長 89,600円 ・幼稚園副園長 64,700円	異なる	職務区分及び支給額 行政職俸給表(一) 4級～9級 46,300～130,300円 など	116,786 千円	1,179,659 円
初任給調整手当	医師等の専門的な知識を有する職員の採用を容易にするために民間との格差を考慮して支給。 122,300～315,200円	異なる	416,600円以内	7,566 千円	2,522,000 円
休日給	休日に勤務した職員に支給。 勤務1時間あたりの給与額の135/100	同じ		38,882 千円	188,746 円
夜勤手当	午後10時以降午前5時までの間の正規の勤務時間を勤務する場合に支給。 勤務1時間あたりの給与額の25/100	同じ		0 千円	0 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外に宿日直勤務を行った職員に支給。 ・防災宿日直(20年度から委託)通常の日 4,550円～ 9,100円 年末年始 5,550円～11,100円 ・その他の宿日直通常の日 2,950円～ 5,900円 年末年始 3,950円～ 7,900円	異なる	4,400円～21,000円	0 千円	0 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
単身赴任手当	異動により、配偶者と別居し単身で生活する職員に支給。 ・基礎額 30,000円 ・加算額 交通距離等により最高14,000円まで	異なる	交通距離に応じて月額 30,000円～ 100,000円	1,440 千円	360,000 円
義務教育等教員 特別手当	義務教育等に携わる教育職員に優秀な人材を確保する事を目的に支給。	—	—	1,094 千円	42,079 円
寒冷地手当	寒冷地在勤者に対し、暖房費などの補填のために支給。 ・世帯主で扶養親族のある職員 17,800円 ・その他の世帯主である職員 10,200円 ・その他の職員 7,360円	異なる	寒冷地在勤者に対し、暖房費などの補填のために支給。 ・世帯主で扶養親族のある職員 19,800円 ・その他の世帯主である職員 11,400円 ・その他の職員 8,200円	51 千円	51,000 円
管理職員 特別勤務手当	管理職員の週休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの勤務に対しての支給。 部長級 6,000円 ～18,000円 課長級 5,000円 ～15,000円	異なる	管理又は監督の地位にある職員 3,000円～ 18,000円 俸給の特別調整額の区分に応じた額	365 千円	36,500 円
災害派遣手当	災害に対応するために区に派遣された職員に支給。 3,970円～6,620円	—	—	0 千円	0 円

5 特別職の報酬等の状況(7年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	区 長	1,123,300 円	(参考) 特別区における最高/最低額 1,305,000 円 / 921,600 円
	副 区 長	918,100 円	1,042,000 円 / 817,100 円
報 酬	議 長	930,500 円	975,000 円 / 863,700 円
	副 議 長	776,300 円	832,000 円 / 770,400 円
	議 員	617,800 円	637,000 円 / 600,200 円
期 末 手 当	区 長	(6年度支給割合) 4.10 月分	
	副 区 長	(6年度支給割合) 4.30 月分	
退 職 手 当	区 長	(算定方式) $1,123,300 \times \text{在職年数} \times 370/100$	(1期の手当額) 16,624,840 円
	副 区 長	$918,100 \times \text{在職年数} \times 330/100$	12,118,920 円
	備 考	(支給時期) 任期毎	

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

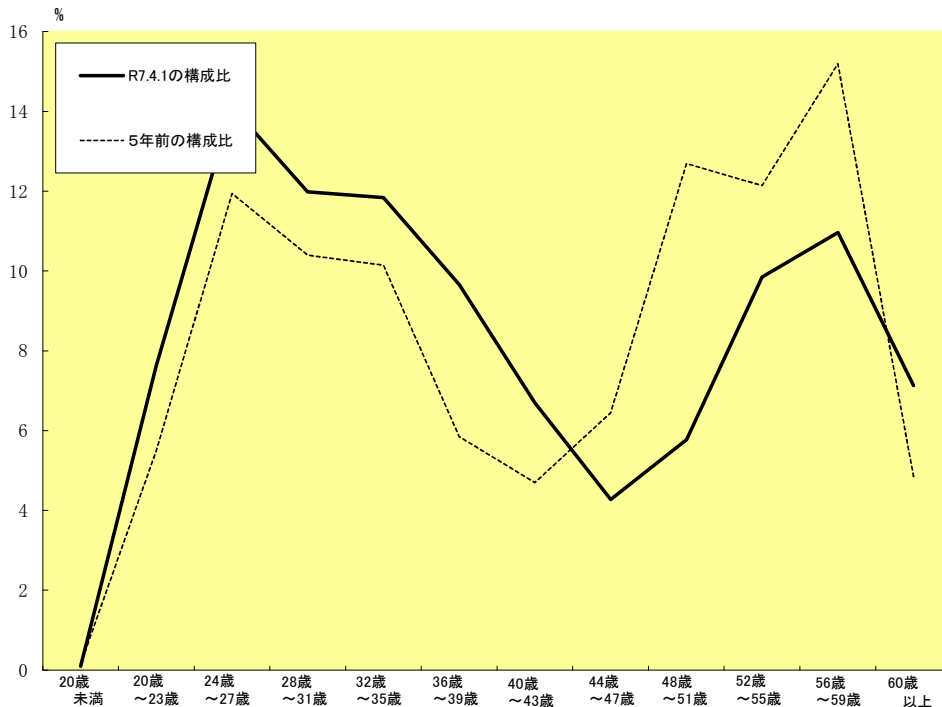
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在、単位:人)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和6年	令和7年		
普通会計部門	議会	15	15	0	
	総務	399 (17)	407 (16)	8 (△1)	組織体制強化に伴う増
	税務	57 (2)	56 (2)	△1 (0)	欠員補充・育休代替職員等の退職による減
	民生	712 (25)	706 (21)	△6 (△4)	欠員補充・育休代替職員等の退職による減
	衛生	257 (9)	259 (7)	2 (△2)	欠員補充・育休代替等による増
	労働	0	0	0	
	商工	18	17	△1	職員の配置調整による減
	土木	287 (7)	286 (5)	△1 (△2)	欠員補充・育休代替職員等の退職による減
	計	1,745 (60)	1,746 (51)	1 (△9)	<参考>人口10,000人当たり職員数 75.2人 (特別区の人口1万当たり職員数 58.43人)
	教育部門	230 (18)	221 (17)	△9 (△1)	子 ^子 ば
小計	1,975 (78)	1,967 (68)	△8 (△10)	<参考> 人口1万当たり職員数 84.7人 (特別区の人口1万当たり職員数 64.53人)	
公営企業部門	国保・介護 ・後期高齢事業	95 (1)	94 (1)	△1 (0)	欠員補充・育休代替職員等の退職による減
	小計	95 (1)	94 (1)	△1 (0)	
合計		2,070 (79)	2,061 (69)	△9 (△10)	<参考> 人口1万当たり職員数 88.8人
		[2,510]	[2,510]	[0]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きである。

(2) 年齢別職員構成の状況 (7年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以上	計
職員数	2	157	291	247	244	199	138	88	119	203	226	147	2,061

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

年度 部門別	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	1,674	1,706	1,721	1,721	1,745	1,746	72 (4.3%)
教育	231	219	220	223	230	221	△ 10 (△ 4.3%)
普通会計 計	1,905	1,925	1,941	1,944	1,975	1,967	62 (3.3%)
公営企業等会計 計	96	97	96	97	95	94	△ 2 (△ 2.1%)
総合計	2,001	2,022	2,037	2,041	2,070	2,061	60 (3.0%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。